

島原へ帰郷し、 就業する若者を応援します！

市では、より多くの学生の修学を応援するため、令和3年度の奨学生を募集します。奨学金には、下記2種類の制度があります。

ふるさとにもどってこね奨学金 (返還免除型)

若者のUターン・定住促進を目的に、一定の条件を満たせば「返還が全額免除」される奨学金です。

- ▼貸付対象学校 大学(大学院を除く)、短期大学、専修学校(専門課程)
- ▼貸付期間 在学校の正規修業期間
- ▼貸付額 5万円(月額)
- ▼募集人数 上限3人
- ▼出願資格 次の事項をすべて満たす人
 - ①本人または法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない人
 - ②大学などに在学している人(申請年度新入学した人に限る)
 - ③経済的理由により修学が困難な人
 - ④学業成績が優秀(高等学校の5段階評価の平均数値が「4.0」以上)で、品行方正な人
 - ⑤大学などを卒業後、市内に帰郷し就業する意志がある人

島原市奨学金 (貸付型)

▼貸付額及び対象学校

- ・1万5000円(月額)
高等学校、専修学校(高等課程)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部
- ・2万5000円(月額)
大学(大学院を除く)、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校

▼貸付期間 在学校の正規修業期間

▼出願資格 次の事項をすべて満たす人

- ①本人または法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない人
- ②高等学校や大学などに在学している人
- ③経済的理由により修学が困難な人
- ④学業成績が良好で、品行方正な人

【共通事項】

募集期間 6月1日(火)～6月21日(月)

- ▼選考・決定 提出された願書などにより奨学生審議委員会で審議し、教育委員会が決定します。
- ▼申込方法 教育総務課または本庁1階受付に備え付けの願書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。
 - ※願書、募集要項などは市ホームページからダウンロードできます
 - ※通信教育は対象となりません
 - ※貸し付けは無利子です